



教体第1232号

教義第1025号

令和4年（2022年）1月27日

各市町村教育長 様

教 育 長

部活動における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等  
及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

このことについては、「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、令和4年（2022年）1月20日付け教義第1005号等により練習試合等の禁止を通知しているところですが、本県のリスクレベルが令和4年（2022年）1月27日に「レベル3対策強化レベル」となったことから感染防止対策の更なる強化を図る必要があります。つきましては、今後の部活動の対応については、下記のとおりとします。

なお、この通知による対応については、準備が整い次第速やかに実施をお願いします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

#### 記

- 1 部活動は、令和4年（2022年）2月13日（日）まで、原則中止とする。
- 2 公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で活動を行うことができる。  
その際は、児童生徒本人及び保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動することとし、参加を強制することがないように配慮すること。
- 3 分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。
- 4 校長は、競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間（大会前3週間を限度とする）が必要な場合又は大会2週間前からの練習試合（県内に限る）が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

#### 【問合せ先】

- 運動部活動の対応に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
TEL：096-333-2711
- 文化部活動の対応に関すること  
義務教育課 塩村、小原  
TEL：096-333-2689